

分権型教育行政への転換について

【めざすべき目標像】

- 学校により近い区に分権化し、学校同士・区同士が互いに切磋琢磨して教育改革を促進するため、分権型教育行政へ転換。
- 分権型教育行政への転換は、校長裁量の拡大と、区担当教育次長への分権をセットで実現。
市長と教育委員会：全市における基本的な方針と目標を策定。
校園長：全市の方針と目標を踏まえた学校の目標を策定し、それを達成するための手段を選択。
区担当教育次長：学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングと、その状況に応じた学校・教育コミュニティへのサポートを実施。
- 区担当教育次長は、区における教育長の一定の権限と責任を分担し、学校などのモニタリングとサポートのため、次に掲げる事務を担当。
 - ・ 区において多様な意見・ニーズをくみとるため、「保護者・地域住民等の参画のための会議」「区教育行政連絡会」を運営。
 - ・ 学校だけでは解決できない横断的な課題について学校を支援するため、区長及び区シティ・マネージャーの権限や区が持つさまざまな経営資源も活用し、子どものための施策に家庭・教育コミュニティも含めて総合的に推進。

区における仕組みの運営

○ 目的

区担当教育次長は、学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングとその状況に応じた学校・教育コミュニティへのサポートに資するよう、保護者・地域住民、校長等の多様な意見・ニーズをくみとるため、保護者・地域住民等の参画のための会議と、区教育行政連絡会を開催する。

○ **保護者・地域住民等の参画のための会議（教育会議）**

- ・ この会議は、区担当教育次長・区長が、そのマネジメントにより、所管する教育やそれに関連する子どものための施策について、区における計画・方針の策定や、実績・成果の評価について意見等を聴くために開催する。
- ・ 委員は、区担当教育次長・区長が、保護者、地域住民、学識経験者等のうちから選定する。なお、区担当教育次長・区長は、意見を聴く側であるため、委員としない。
- ・ この会議は、区政会議と同様に、行政上の会合とする。

<概念図>

